

岩手医科大学における公的研究費の不正防止基本計画

(1) 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対しての実施

①「誓約書」の提出

公的研究費を執行する研究者及び公的研究費に関わる全ての構成員に、公的研究費が国民からの税金であり、貴重な財源から成り立っていることを踏まえ、公的研究費を使用する責任の重大さと研究者倫理・コンプライアンスを自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「誓約書」の提出を求め意識の向上を図る。

②公的研究費の適正な執行

公的研究費を執行する研究者及び公的研究費に関わる全ての構成員に、本学規程・取扱ルール及び国等の配分機関・委託機関の事務処理要領等を遵守させ、公的研究費の適正な執行に努める。

(2) 競争的資金等の執行に関わる取引業者に対しての実施

①業者との癒着防止

不正な取引は研究者を含む全ての構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策として、不正な取引に関与した業者への取引停止処分方針を定める。

②「誓約書」の提出

不正対策に関する方針及びルール等を含め、取引業者に対し周知徹底し、一定取引実績(回数、金額等)やリスク要因・実効性等を考慮し、誓約書等の提出を求める。

(3) 組織(機関)として実施

①機関内の責任体系の明確化

最高管理責任者(学長)、統括管理責任者(財務担当理事)の下、コンプライアンス推進責任者(学部長等)は、研究活動上の運営・管理のみならずコンプライアンス教育に努める。

②関係諸規程の見直し

公的研究費を取扱うルールと研究現場の実態とが乖離していないか常時確認し、現行規程の見直しを行うとともに、必要に応じた新たな規程・ルールの制定を行う。

③教職員等のすべての構成員への研修会・説明会の実施

研究者及び事務職員等の全ての構成員に対し、コンプライアンス教育をはじめ本学規程・ルールの適正な理解及び公的研究費に関するルールの周知徹底と啓発のため、学内研修会・説明会を積極的に実施し、全学的な意識向上を図る。

④モニタリング及び理解度調査の実施

研究者及び事務職員等の全ての構成員に対し経費の運営・管理執行モニタリングやコンプライアンス教育受講管理及び理解度調査(アンケート等)を実施し、実態把握に努める。

⑤研究費執行マニュアルの作成・周知

研究費執行ルールの周知のために毎年作成している研究費取扱要綱を見直し、研究者及び事務職員等の全ての構成員へ執行処理の統一化及び可視化を図る。

⑥適正な執行管理活動

各学部等の協力を得て、経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、本学規程及び国等の配分機関・委託機関の事務処理要領等を遵守し、公的研究費の適正な執行管理に努める。

⑦外部研修等への参加

相談窓口事務職員には、適切な指示等ができるよう積極的に学外各種の研修会・講習会・説明会等に参加させ、的確な情報を得るとともに、事務処理能力と専門性の向上を図る。

⑧ホームページ等による学内外への公表

公的研究費の不正防止に係る関連規程・方針等に加え、本学における競争的資金等の獲得状況もホームページ等により学内外に公表し周知を図る。

⑨内部監査体制の充実

研究費執行部門と内部監査部門の役割を明確化するため、公的研究費の監査業務を内部監査室に移管し、本学全体の監査対象に位置づけ、内部監査の強化を図る。

⑩内部監査の強化

内部監査室は、通常監査(書面監査)及び特別監査(研究者及び取引業者への監査)のほか、適宜、リスクアプローチ監査も考慮して各研究現場に赴き、実地監査を行う。

(4) 不正防止計画の推進

不正防止計画を全学的に推進する組織は、研究費不正使用防止委員会が担い、各部署における実施責任者であるコンプライアンス推進責任者（学部長等）と調整及び連携のうえ、全学的業務を掌握し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つこととする。